(宛 先)

厚生労働省 医薬・生活衛生局 食品基準審查課 残留農薬等基準審查室 宛 作印中

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

電話

03(5253)1111 (内線4289) 03(3595)2423 (18時以降)

FAX

03-3595-2432 (残留農薬等基準審査室FAX)

寄付金・契約金等受取(割当て)額等回答表

令和元 年 8月30日

令和元年9月3日 菜事·食品衛生審議会食品衛生分科会農業·動物用医薬品部会 以下の申請に係る企業からの寄付金・契約金等の受取(割当て)額等について、別紙のとおり回 答する。

- ①食品中のジフェノコナゾールの残留基準の設定について
- ②食品中のセトキシジムの残留基準の設定について
- ③食品中のダイアジノンの残留基準の設定について
- ④食品中のピフェントリンの残留基準の設定について
- ⑤食品中のブブロフェジンの残留基準の設定について
- ⑥食品中のフロニカミドの残留基準の設定について
- ⑦食品中のフロルピラウキシフェンベンジルの残留基準の設定について

現職 氏 名

	正条石(中間近米寺)・ ンンンエンタンセパン株式会社					
(事付金・契約金等の受取(割当て)額			受取の有無: 🛘	 有り 121	, 無し
	受取有りの場合、最も多い奇附金・契約金等を受け取った年度				おける受取額	nico.
	□ 平成29年度			•		
	_ 1,22-1,22			□ 50万		
	□ 平成30年度			┣ 🗅 50万	円超~5007	5円以下
	<u>□ 令和</u> 元年度			J 🗆 5007	方円紹	
	【受取額の内訳】			<u>, </u>	j' ~~	
		_	1	In the Internation		
			コンサ	ナルタント科・指導料		
	□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬					
	□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式					
	□ その他()					
4	甲謂資料等の作成に密接に関与				ــ ـــ	<i>/</i>
3			_	2× 2 1/1/10 1		
•	● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係		-	該当の有無: 🛘	有り 🗹	無し
	「特記事項					٦
				•		
	•					
					,	
	** * ** * * * * * * * * * * * * * *					
(②食品中のセトキシジムの残留基準の設定について					
	A 2014 17 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
	<u>企業名(申請企業等): 日本曹達株式会社</u>					
) 寄付金・契約金等の受取(割当て)額			受取の有無・口	有り 🖸	無し
	受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度					₩C
					計る受取額	,
	□ 平成29年度			□ 50万	円以下	
	口 平成30年度			┣ □ 50万	円超~5007	不以円
	□ 令和元年度			5007		-1,7-71
	【受取額の内訳】			<u>, 0007</u>		
					ŀ	
	□ 寄附金(奨学寄付金合む) □ 研究契約金		コンサ	トルタント料・指導料	•	
	□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬				•	
	□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式					
_	_ □ その他()					
•	申請資料等の作成に密接に関与		_	該当の有無: 🗆	「有り 饪	無し
	審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係		—	該当の有無: □		4
-	一特記事項			⊠ = v×H·m· □	.н.у ца	- 2111 C
	14107796					
						ĺ
ŀ						
						ر
1	③食品中のダイアジノンの残留基準の設定について					
١	製食明子のアイナンノンの成用を呼の設定について					
	•					
	企業名(申請企業等): 日本化薬株式会社					
_						
•	· 否付金· 契約金等の受取(割当て)額		→	受取の有無: 🛘	省り 🖸	無し
	受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度			」当該年度にあ	計る受取額	
	□ 平成29年度] 🗓 50万		
	口 平成30年度					
	• • • •				円超~5007	刊以下
	□ 令和元年度			」 □ 5007	7円超	
	【受取額の内訳】					
	1		س. ح	11.万久人期过 4年29年46年		
	_ 4170X43E	ט	ニノワ	ルタント料・指導料	1	
	日 特許権・特許使用料・商標権による報酬				1.	
	□ 溝渡料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式					
	□ その他()					
_					<i>ــا</i> ـــا	
	申請資料等の作成に密接に関与			該当の宥無: 🗆		
) 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係		→	該当の有無:口	有り 位	無し
٢	特記事項					٦
- 1						

④食品中のピフェントリンの残留基準の設定について

<u>企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社</u>	Ī
● 寄付金・契約金等の受取(削当て)額	→ 受取の有無: □ 有り □ 無し
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	当該年度における受取額
□ 平成29年度	
	口 50万円以下
□ 平成30年度	┣ ロ 50万円超~500万円以下
□ 令和元年度	
【受取額の内訳】	
□ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金	□ コンサルタント料・指導料
日 特許権・特許使用料・商標権による報酬	
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式	
_ □ その他()	
● 申請資料等の作成に密接に関与	→ 該当の有無: □ 有り ゼノ 無し
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無: □ 有り □ 無し
「特記事項	
1410445	
	ł
	_
·	
⑤食品中のブプロフェジンの残留基準の設定について	
<u>企業名(申請企業等): 日本農薬株式会社</u>	•
● 寄付金·契約金等の受取(割当て)額	→ 受取の有無: □ 有り 1/2 無し
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	
	当該年度における受取額
□ 平成29年度	│ □ 50万円以下
□ 平成30年度	□ 50万円超~500万円以下
□ 令和元年度	□ 500万円超
【受取額の内訳】	
□ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金	□ コンサルタント料・指導料 ┃
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬	•
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式	
□ その他(
● 申請資料等の作成に密接に関与	→ 該当の有無: □ 有り ゼ, 無し
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無: □ 有り 🗹 無し
「特記事項	
L	j
	_
•	
⑥食品中のフロニカミドの残留基準の設定について	
A A	
A 186 A 4 7 Th 4 18 44 1	
企業名(申請企業等): 石原産業株式会社	
● 寄付金·契約金等の受取(割当て)額	→ 受取の有無: □ 有り ゼ 無し
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	
	当該年度における受取額
□ 平成29年度	□ 50万円以下
口 平成30年度	□ 50万円超~500万円以下
□ 令和元年度	□ 500万円超
【受取額の内訳】	
	<u> </u>
□ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金	□ コンサルタント料・指導料 ┃
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬	1
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式	· [
● 申請資料等の作成に密接に関与	→ 該当の有無: □ 有り 凸 無し
● 審確の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無: □ 有り □ 無し
「特記事項	
19 HH 7 TA	
1	I I

	<u>企業</u>	名(申請企業等)	: ダウ・アグロサイ	エンス日本	株式会社						
	寄付:	金・契約金等の受取	(割当で)額	•		—	受取の有象	#: □	有り	1/1	無し
	受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度							対る受験	Σ¥Ã	,,,,,	
		平成29年度					า _ี่∷ั		円以下		
		平成30年度							円超~5	0075	不以中
		令和元年度						5007		- 4731	1-20
	【受	取額の内訳】	-						1		
		寄附金(奨学寄付:	金含む)		f究 契約金	コンサ	ルタント料・	岩蓮料			
		特許権·特許使用	料・商標権による報酬				,				
		講演料 🗆	原稿執筆料	口 当該	を企業の株式						
		その他()							
•	申請	資料等の作成に密接	に関与			 	該当の有無	#: □	有り	2	無し
•	密議(の公平さに疑念を生し	させると考えられる特別	の利害関係		\rightarrow	該当の有知		有り	\square	無し
Γ	特記	事項						–	.,,	7 7	,,,,,
L											

厚生労働省 医薬·生活衛生局 食品基準審査課 残留農薬等基準審査室 宛

〒100-8916

電話

東京都干代田区霞が関1-2-2

FAX

寄付金・契約金等受取(割当て)額等回答表

令和元年8月2日

令和元年9月3日 豪事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会 以下の申請に係る企業からの寄付金・契約金等の受取(割当て)額等について、別紙のとおり回答する。

- ①食品中のジフェノコナゾールの残留基準の設定について
- ②食品中のセトキシジムの残留基準の設定について
- ③食品中のダイアジノンの残留基準の設定について
- ④食品中のピフェントリンの残留基準の設定について
- ⑤食品中のブプロフェジンの残留基準の設定について
- ⑥食品中のフロニカミドの残留基準の設定について
- ⑦食品中のフロルピラウキシフェンペンジルの残留基準の設定について

現職 氏名.

<u> </u>	
● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額	→ 受取の有無: □ 有り 図 無し
受取得りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 平成29年度	当該年度における受取額
□ 平成25年度	□ 50万円以下
	□ 50万円超~500万円以下
【受取額の内訳】	3 300//11/18
□ 寄附金(奨学者付金含む) □ 研究契約金	□ コンサルタント料・指導料
口 特許権・特許使用料・商標権による報酬	—
□ 諸演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式	
<u>しし そ</u> の他(
●申請資料等の作成に密接に関与	→ 該当の有無: □ 有り □ 無し
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無: □ 有り □ 無し
· 特記事項	
•	
	·
•	J
②食品中の七トキシジムの残留基準の設定について	
一	•
<u>企業名(申請企業等</u>): 日本曹遠株式会社	
<u>作業名(甲腈企業等): 日本曹達株式会社</u> ● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額	
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	→ 受取の有無: □ 有り □ 無し
□ 平成29年度	当該年度における受取額
口 平成30年度	□ 50万円以下
□ 令和元年度	□ 50万円超~500万円以下
【受取額の内訳】	□ 500万円超
日 作列金(夹手寄付金含む) 日 研究契約金	□ コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 講演料 □ 原稿執無料 □ ガス矢が並	7-711 14-7-1
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式・□ □ その他(
● 申請資料等の作成に密接に関与	
● 乗送の公平されての金された。	→ 該当の有無: □ 有り 四 無し
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 「特記事項	→ 改当の有無: □ 有り □ 無□ → 該当の有無: □ 有り □ 無□
拉配 多 項	
③食品中のダイアジノンの残留基準の設定について	
いっている。	
A district of the company of the com	
企業名(申請企業等): 日本化事株式会社	·
<u>企業名(申請企業等): 日本化集株式会社</u>	→ 受収の有無: □ 有り ビ 無し
企業名(申請企業等): 日本化業株式会社 → 計付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い等附金・契約金等を受け取った年度	→ 受収の有無: □ 有り 凹 無し 当該年度における受取類
企業名(申請企業等): 日本化事株式会社 → 済付金・契約金等の受取(割当て)類 受取有りの場合、最も多い等附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成29年度	_ 当該年度における受取額
企業名(申請企業等): 日本化薬株式会社 ・	当該年度における受取額 □ 50万円以下
企業名(申請企業等): 日本化事株式会社	当該年度における受取額 □ 50万円以下 □ 50万円超~500万円以下
企業名(申請企業等): 日本化薬株式会社	当該年度における受取額 □ 50万円以下 □ 50万円超~500万円以下 □ 500万円超
企業名(申請企業等): 日本化事株式会社	当該年度における受取額 □ 50万円以下 □ 50万円超~500万円以下 □ 500万円超
企業名(申請企業等): 日本化薬株式会社 高付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い等附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成29年度 □ 平成30年度 □ 令和元年度 □ 令和元年度 □ を取額の内訳 □ 寄附金(奨字寄付金合む) □ 特許権・特許使用料・商標権による報酬	当該年度における受取額 □ 50万円以下 □ 50万円超~500万円以下 □ 500万円超
企業名(申請企業等): 日本化事株式会社	当該年度における受取額 □ 50万円以下 □ 50万円超~500万円以下 □ 500万円超
<u>企業名(申請企業等): 日本化事株式会社</u>	当該年度における受取額 □ 50万円以下 □ 50万円超~500万円以下 □ 500万円超
<u>企業名(申請企業等): 日本化事株式会社</u>	当該年度における受取額
企業名(申請企業等): 日本化事株式会社	当該年度における受取額
<u>企業名(申請企業等): 日本化事株式会社</u>	当該年度における受取額
企業名(申請企業等): 日本化事株式会社	当該年度における受取額
企業名(申請企業等): 日本化事株式会社	当該年度における受取額

④食品中のピフェンドリンの残留基準の設定について

<u>企業名(申請企業等): エフェムシー・ケミカルズ株式会</u>	· •
● 寄付金·契約金等の受取(割当て)額	
受取有りの場合、最も多い客附金・契約金等を受け取った年度	→ 受取の有無: □ 有9 ☑ 無し
□ 平成29年度	当該年度における受取額
□ 平成30年度	□ 50万円以下
<u>口 令和元年度</u>	□ 50万円超~500万円以7
【受取額の内訳】	
□ 寄附金(奨学寄付金合む) □ 研究契約	h& D ->
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9金 ロ コンサルタント料・指導料
□ 請漢料 □ 原稿執無料 □ 当該企業の	√ #~ +
上口 その他(TA AL
中請資料等の作成に密接に関与	-> 2t N 0 ± 0 = 1
・ 番譲の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無: □ 有り ☑ 無し
特記事項	→ 該当の有無: □ 有り □ 無し
	•
	·
•	_
食品中のブブロフェジンの残留基準の設定について	
一	
企業名(申請企業等): 日本農薬株式会社	
寄付金・契約金等の受取(割当て)額	
受取有りの場合、最も多い容附金・契約金等を受け取った年度	→ 受取の有無: □ 有り 図 無し
口 平成29年度	当該年度における受取額
口 平成30年度	口 50万円以下
□ 令和元年度	□ 50万円超~500万円以下
【受取額の内訳】	□ 500万円超
日 客附金/海当农品企业。	
□ 研究契約: □ 特許権・特許使用料・商標権による報酬	🕏 🗆 コンサルタント料・指導料 📗
口 子の他(当該企業の根	未式
請資料等の作成に密接に関与	
野議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係:	→ 該当の有無: □ 有り 🖸 無し
記事項	つ 該当の有無: 口 有り ロ 無し
•	·
は品中のフロニカミドの残留基準の設定について	•
(本) 那的企業等): 石原產業株式会社	
リルース小がモデリを加しる。一	W In
取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	→ 受取の有無: □ 有り □ 無し
口 十成2 0年 度	当該年度における受取額
□ 平成30年度	□ 50万円以下
□ 令和元年度	□ 50万円超~500万円以下
受取額の内訳	
□ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金	
2、17年17年、17年12月74・周禄楼による帰郷	□ コンサルタント料・指導料
」 滿演科 □ 原稿執簧料 □ 火勃へポッポー	<u>, </u>
」 その他(ct.
青資料等の作成に密接に関与	
の公平さに疑念を生じさせると考えられる機則の利果関係	→ 該当の有無: □ 有り □ 無し
で学項	→ 該当の有無: □ 有り □ 無し
	٦
	l l

_	企業名(申請企業等): ダウ・アグロサイ	(エンス日本株式会社			•
	可刊 並、矢利 金学の 受取 (割当て) 額			A Protest	
	受取有りの場合、最も多い奇附金・契約金等を受け	ナ 取った 在 医		→ 受取の有無: □	有りなが無し
	□ 平成29年度	7-X-2/C-T-JZ		」 当該年度にお	
	□ 平成30年度			│ □ 50万	円以下
	□ 令和元年度			▶ □ 50万	円超~500万円以下
	【受取額の内訳】				5円超
	口 寄附金(奨学寄付金含む)	•			j. ^_
	□ 特許権・特許使用料・布牌技(-1.2 和20)	口 研究契約金	D =	コンサルタント料・指導料	1
	一・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			1.11 1M-2444	
	□ 濟演料 □ 原稿執筆料	口 当該企業の株式			i
_ I	□ その他()			l
	申請資料等の作成に密接に関与			21.00] ,
	番臘の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別	の利益的な		→ 該当の有無: □	有り 一角し
Г	特記事項	*シュル 日 大川米		~ 該当の有無: 🛘	有り 口 無し
	•				. 7
-	•				
- 1	•				
_				•	

厚生労働省 医薬·生活衛生局 食品基準審査課 残留農薬等基準審査室 宛

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

電話

03(5253)1111 (内線4289)

FAX

03(3595)2423 (18時以降)

03-3595-2432 (残留農薬等基準審査室FAX)

寄付金・契約金等受取(割当て)額等回答表

令和元年 8月21日

令和元年9月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会 以下の申請に係る企業からの寄付金・契約金等の受取(割当て)額等について、別紙のとおり回答する。

- ①食品中のジフェノコナゾールの残留基準の設定について
- ②食品中のセトキシジムの残留基準の設定について
- ③食品中のダイアジノンの残留基準の設定について
- ④食品中のビフェントリンの残留基準の設定について
- ⑤食品中のブプロフェジンの残留基準の設定について
- ⑥食品中のフロニカミドの残留基準の設定について
- ⑦食品中のフロルピラウキシフェンベンジルの残留基準の設定について

現職 立命館大学 氏名 井 シ 上 浩一

企業名(甲請企業等): シンジェンダジャバン株式会社	/
寄付金·契約金等の受取(割当て)額	→ 受取の有無: □ 有り 中 無
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	当該年度における受取額
□ 平成29年度	□ 50万円以下
□ 平成30年度	- □ 50万円超~500万円以
□ 令和元年度	□ 500万円超
【受取額の内訳】	
□ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金	□ コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬	= A U LE SCHECK
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式	
□ その他()	
請資料等の作成に密接に関与	→ 該当の有無: □ 有り 中
	3/
議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無: □ 有り ビ 無
記事項	
食品中のセトキシジムの残留基準の設定について	
業名(申請企業等): 日本曹達株式会社	
付金・契約金等の受取(割当て)額	→ 受取の有無: □ 有り 由 無
取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	当該年度における受取額
: 이 경우 - The Rend 및 경우 :	
□ 平成29年度	口 50万円以下
□ 平成30年度	□ 50万円超~500万円以
□ 令和元年度	
受取額の内訳】	
□ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金	□ コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬	
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式	
□ その他()	
請資料等の作成に密接に関与	→ 該当の有無: □ 有り ロ 無
	→ 該当の有無: □ 有り □ 無
議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無・ロ 有り Ur #
記事項	
	J
10 V VOV 101 NAME OF BUILDING	
ま品中のダイアジノンの残留基準の設定について	
·業名(申請企業等): <u>日本化薬株式会社</u>	
付金・契約金等の受取(割当て)額	→ 受取の有無: □ 有り □ 無
取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	当該年度における受取額
□ 平成29年度	口 50万円以下
□ 平成30年度	□ 50万円超~500万円以
□ 令和元年度	□ 500万円超
【受取額の内訳】	100000
□ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金	□ コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬	— OFFICE OF THE PROPERTY OF TH
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式	
□ その他()	St.W. D. t.
請資料等の作成に密接に関与	→ 該当の有無: □ 有り □ 無
議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無: □ 有り □ 無
記事項	٦
	1

④食品中のビフェントリンの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社	
 事付金・契約金等の受取(割当て)額	→ 受取の有無: □ 有り 団 無し
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	当該年度における受取額
□ 平成29年度	7 口 50万円以下
□ 平成30年度	口 50万円超~500万円以下
□ 令和元年度	
【受取額の内訳】	AND N. WILLIAM MALES HERESTANDARDS
□ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金	□ コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬	
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式	
□ その他()	
申請資料等の作成に密接に関与	→ 該当の有無: □ 有り □ 無し
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無: □ 有り □ 無し
	一 該当の有無・口 有り 団 無し
特記事項	
RADI	
⑤食品中のブプロフェジンの残留基準の設定について	
企業名(申請企業等): 日本農薬株式会社	
● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額	→ 受取の有無: □ 有り □ 無し
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	当該年度における受取額
□ 平成29年度	□ 50万円以下
□ 平成30年度	□ 50万円超~500万円以下
□ 令和元年度	」 □ 500万円超
【受取額の内訳】	
□ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金	□ コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬	
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式	
□ その他()	5+14 0+15 D +11 15/161
● 申請資料等の作成に密接に関与	→ 該当の有無: □ 有り □ 無し
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無: □ 有り □ 無し
─ 特記事項	
⑥食品中のフロニカミドの残留基準の設定について	
企業名(申請企業等): 石原産業株式会社	
正未石(中胡正未守)・ <u>石原庄未休八云石</u> ● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額	→ 受取の有無: □ 有り □ 無し
- 10 TO () 10 TO () TO () 10 TO	
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	当該年度における受取額
□ 平成29年度	口 50万円以下
□ 平成30年度	─ □ 50万円超~500万円以下
□ 令和元年度	」 □ 500万円超
【受取額の内訳】	
□ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金	□ コンサルタント料・指導料
	ローランルンと「村田寺村
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬	
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式	
□ その他()	
● 申請資料等の作成に密接に関与	→ 該当の有無: □ 有り □ 無し
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無: □ 有り 匝 無し
「特記事項	Till the same of t
15.030.5(95.3)	

•	● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成29年度 □ 平成30年度				円以下 円超~5	型 無し 取額 500万円以下
	□ 令和元年度			」 □ 500万	門超	
	【受取額の内訳】					
	口 寄附金(奨学	学寄付金含む)	口 研究契約金	コンサルタント料・指導料		
	□ 特許権·特計	午使用料・商標権による報酬				
	□ 講演料	□ 原稿執筆料	□ 当該企業の株式			
	□ その他()			//
	申請資料等の作成	に密接に関与		→ 該当の有無: □	有り	四無し
	審議の公平さに疑念	念を生じさせると考えられる特別	の利害関係	→ 該当の有無: □	有り	四無し
Γ	特記事項					٦
	(1.50m/s (5.5					
-1						

厚生労働省 医薬·生活衛生局 食品基準審査課 残留農薬等基準審査室 宛

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

電話

03(5253)1111 (内線4289) 03(3595)2423 (18時以降)

FAX

03-3595-2432 (残留農薬等基準審査室FAX)

寄付金・契約金等受取(割当て)額等回答表

命和元年8月24日

令和元年9月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会 以下の申請に係る企業からの寄付金・契約金等の受取(割当て)額等について、別紙のとおり回答する。

- ①食品中のジフェノコナゾールの残留基準の設定について
- ②食品中のセトキシジムの残留基準の設定について
- ③食品中のダイアジノンの残留基準の設定について
- ④食品中のビフェントリンの残留基準の設定について
- ⑤食品中のブプロフェジンの残留基準の設定について
- ⑥食品中のフロニカミドの残留基準の設定について
- ⑦食品中のフロルピラウキシフェンベンジルの残留基準の設定について

現職 (一財) 残留農藥研究門

企業名(申請企業等): シンジェンタジャパン株式会社		
● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額	 → 受取の有無: □ 有り ロ 無	₹Ĺ
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	当該年度における受取額	
□ 平成29年度	口 50万円以下	
□ 平成30年度	┣ □ 50万円超~500万円以	人下
□ 令和元年度		
【受取額の内訳】		
□ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金	□ コンサルタント料・指導料	
□ 特許権·特許使用料·商標権による報酬 □ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式		
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他()		
● 申請資料等の作成に密接に関与		ŧL
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係		ŧL
「特記事項	m	(U
19 40 3 30		
②食品中のセトキシジムの残留基準の設定について		
②及間 100 に イングムの 20 金牛の 放送に 30・C		
企業名(申請企業等): 日本曹達株式会社		
<u> 正未石(甲胡正未守)・ </u>		ŧL
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	当該年度における受取額	ţ.
ロ 平成29年度	□ 50万円以下	
□ 平成30年度	口 50万円超~500万円以	:11:
□ 令和元年度	」 □ 500万円超	X 1.
【受取額の内訳】	3 2 0007)	
□ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金	□ コンサルタント料・指導料	
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬	34.37	
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式		
口 その他()	,	
● 申請資料等の作成に密接に関与		€L
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無: □ 有り 匂 無	€L
「特記事項	7	
	ال	
③食品中のダイアジノンの残留基準の設定について		
企業名(申請企業等): 日本化薬株式会社		
● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額		ال ا
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	当該年度における受取額	-
□ 平成29年度	□ 50万円以下	
□ 平成30年度	├ □ 50万円超~500万円以	下
□ 令和元年度	」 □ 500万円超	
【受取額の内訳】		
□ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金	□ コンサルタント料・指導料	
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬		
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式		
□ その他()		
● 申請資料等の作成に密接に関与	→ 該当の有無: □ 有り □ 無	
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無: □ 有り ゼ 無	EL.
「特記事項		
	ال	

④食品中のビフェントリンの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社	,
寄付金・契約金等の受取(割当て)額	→ 受取の有無: □ 有り □ 無し
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	当該年度における受取額
□ 平成29年度	口 50万円以下
□ 平成30年度	├ □ 50万円超~500万円以下
□ 令和元年度	
【受取額の内訳】	
□ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金	□ コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬	
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式	
□ その他()	
● 申請資料等の作成に密接に関与	→ 該当の有無: □ 有り □/ 無し
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無:口 有り ☑ 無し
特記事項	7
	J
⑤食品中のブプロフェジンの残留基準の設定について	
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
企業名(申請企業等): 日本農薬株式会社	
● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額	
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	当該年度における受取額
口 平成29年度	□ 50万円以下
口 平成30年度	口 50万円超~500万円以下
□ 令和元年度	□ 500万円超
【受取額の内訳】	<u> </u>
□ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金	□ コンサルタント料・指導料
日 特許権・特許使用料・商標権による報酬	ローコングルグンド科・指等科
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式	
□ その他(
● 申請資料等の作成に密接に関与	→ 該当の有無: □ 有り 日 無し
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無: □ 有り □ 無し
「特記事項	
1.5 Mm 1. M	
○ ◆日 中 ○ □ □ → □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
⑥食品中のフロニカミドの残留基準の設定について	
<u>企業名(申請企業等): 石原産業株式会社</u>	
● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額	→ 受取の有無: □ 有り □ 無し
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	3 当該年度における受取額
□ 平成29年度	口 50万円以下
□ 平成30年度	├ □ 50万円超~500万円以下
【受取額の内訳】	
□ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金	□ コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬	
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式	
ご その他()	
●申請資料等の作成に密接に関与	→ 該当の有無: □ 有り
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無: □ 有り □ 無し
「特記事項	7
L	_}

	企業名(申請企業等): ダウ・アグロサイエンス日本株式会社	
	寄付金・契約金等の受取(割当て)額	→ 受取の有無: □ 有り 位 無し
	受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	当該年度における受取額
	□ 平成29年度	□ 50万円以下
	□ 平成30年度	▶ □ 50万円超~500万円以下
	□ 令和元年度	」 □ 500万円超
	【受取額の内訳】	
	□ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金	□ コンサルタント料・指導料
	□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬	
	□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式	
	口 その他()	
	申請資料等の作成に密接に関与	
	審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無:口 有り ビ 無し
	特記事項	
L		J

厚生労働省 医薬·生活衛生局 食品基準審査課 残留農薬等基準審査室 宛

〒100−8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

電話

03(5253)1111 (内線4289) 03(3595)2423 (18時以降)

FAX

03-3595-2432 (残留農薬等基準審査室FAX)

寄付金・契約金等受取(割当て)額等回答表

令和元年 8月21日

令和元年9月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会 以下の申請に係る企業からの寄付金・契約金等の受取(割当て)額等について、別紙のとおり回 答する。

- ①食品中のジフェノコナゾールの残留基準の設定について
- ②食品中のセトキシジムの残留基準の設定について
- ③食品中のダイアジノンの残留基準の設定について
- ④食品中のビフェントリンの残留基準の設定について
- ⑤食品中のブプロフェジンの残留基準の設定について
- ⑥食品中のフロニカミドの残留基準の設定について
- ⑦食品中のフロルピラウキシフェンベンジルの残留基準の設定について

現職 成本大学 激灰学部教授 氏名 打广产 第一个

①食品中のジフェノコナゾールの残留基準の設定について 企業名(申請企業等): シンジェンタジャパン株式会社

	企業名(申請企業等)	The second state of the second	17 14 77 11					. /	
0	寄付金・契約金等の受取(割当て)額			→ 受	取の有無: 口	有り	V	無し
	受取有りの場合、最も多い	寄附金・契約金等を受け	取った年度			当該年度にお		落	
	□ 平成29年度	四州亚 人们亚马巴人们。	1212				円以下	C DX	
								·	1151
	□ 平成30年度						円超~50	10万円	以下
	□ 令和元年度] 5007	5円超		
	【受取額の内訳】						1		
	□ 寄附金(奨学寄付金	シー・ション ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・	口 研究契約	金 口 :		マント料・指導料			
			口 切九天初	<u> </u>	コンリルク	ソト科・拍等科	-		
	□ 特許権·特許使用#	4・商標権による報酬							
	□ 講演料 □	原稿執筆料	□ 当該企業の	朱式			1		
	□ その他(4 1 2 2 3 9 -				La compa		
		(-BB /-			=+	Wotam. D	+=11	M	for I
-	申請資料等の作成に密接					当の有無: □	有り	/	無し
	審議の公平さに疑念を生じ	ごせると考えられる特別の)利害関係		→ 該	当の有無:口	有り		無し
Γ	特記事項								
L									
No.									
0	の食品中のセトキシジムの	の残留基準の設定に	ついて						
		, , , ,	-						
	企業名(申請企業等)	: 日本曹達株式会	社					1	
	寄付金・契約金等の受取(THE PERSON NAMED IN COLUMN TWO IS NOT THE OWNER.			→ <u>¬</u>	取の有無:口	有り	to :	無し
			m - + 左 曲		~				MO
	受取有りの場合、最も多い	奇附金・契約金寺を受け	収つに平及			当該年度にお		、役	
	口 平成29年度					□ 50万	円以下		
	口 平成30年度					┣ □ 50万	円超~50	00万円	以下
	□ 令和元年度					☐ 5007			
						1 0007	7		
	【受取額の内訳】						10.00		
	□ 寄附金(奨学寄付金	金含む)	□ 研究契約	金口:	コンサルタ	ント料・指導料	00.83		
	- 4+ = 4+ = 4+ = 4+ = 171 d	ハ 本語をに トッキロエル							
	1 符計權 特計使用業	ひ。 kd v益 v年 「					1		
	□ 特許権·特許使用料		ロール計へ業の	/					
	□ 講演料 □	京稿執筆料	□ 当該企業の	朱式					
			□ 当該企業の)	朱式				1.	
	□ 講演料 □	原稿執筆料	□ 当該企業の	朱式	→ 該	当の有無: □	 有り	₩ :	無し
•	□ 講演料 □ □ その他(申請資料等の作成に密接	原稿執筆料 に関与)	朱式		当の有無:□			無し無い
•	□ 講演料 □ □ その他(申請資料等の作成に密接審議の公平さに疑念を生じ	原稿執筆料 に関与)	朱式		当の有無: □	有り有り		無し無し
•	□ 講演料 □ □ その他(申請資料等の作成に密接	原稿執筆料 に関与)	朱式					
•	□ 講演料 □ □ その他(申請資料等の作成に密接審議の公平さに疑念を生じ	原稿執筆料 に関与)	朱式					
•	□ 講演料 □ □ その他(申請資料等の作成に密接審議の公平さに疑念を生じ	原稿執筆料 に関与)	朱式					
•	□ 講演料 □ □ その他(申請資料等の作成に密接審議の公平さに疑念を生じ	原稿執筆料 に関与)	朱式					
	□ 講演料 □ □ その他(申請資料等の作成に密接審議の公平さに疑念を生じ	原稿執筆料 に関与)	朱式					
•	□ 講演料 □ □ その他(申請資料等の作成に密接審議の公平さに疑念を生じ	原稿執筆料 に関与)	朱式					
	□ 講演料 □ □ その他(申請資料等の作成に密接審議の公平さに疑念を生じ特記事項	原稿執筆料に関与 に関与 させると考えられる特別の))利害関係	朱式					
	□ 講演料 □ □ その他(申請資料等の作成に密接審議の公平さに疑念を生じ	原稿執筆料に関与 に関与 させると考えられる特別の))利害関係	朱式					
	□ 講演料 □ □ その他(申請資料等の作成に密接審議の公平さに疑念を生じ特記事項	原稿執筆料に関与 に関与 させると考えられる特別の))利害関係	朱式					
	□ 講演料 □ □ その他(申請資料等の作成に密接審議の公平さに疑念を生じ特記事項	原稿執筆料に関与 させると考えられる特別の	の利害関係	朱式					
	□ 講演料 □ 元 その他(申請資料等の作成に密接審議の公平さに疑念を生じ特記事項	原稿執筆料 に関与 させると考えられる特別の の残留基準の設定にご	の利害関係	朱式	→ 該	当の有無:口	有り		無し
	□ 講演料 □ □ その他(申請資料等の作成に密接審議の公平さに疑念を生じ特記事項	原稿執筆料 に関与 させると考えられる特別の の残留基準の設定にご	の利害関係	朱式	→ 該		有り		
	□ 講演料 □ 元の他(申請資料等の作成に密接審議の公平さに疑念を生じ特記事項	原稿執筆料 に関与 させると考えられる特別の の残留基準の設定についます。 日本化薬株式会割当て)額) の利害関係 のいて <u>・社</u>	朱式	→ 該	当の有無:□	有り		無し
	□ 講演料 □ 示の他(申請資料等の作成に密接審議の公平さに疑念を生じ特記事項 ②食品中のダイアジノンの企業名(申請企業等)寄付金・契約金等の受取(受取有りの場合、最も多い	原稿執筆料 に関与 させると考えられる特別の の残留基準の設定についます。 日本化薬株式会割当て)額) の利害関係 のいて <u>・社</u>	朱式	→ 該	当の有無: □ 取の有無: □ 当該年度によ	有り		無し
	□ 講演料 □ 示の他(申請資料等の作成に密接審議の公平さに疑念を生じ特記事項 ②食品中のダイアジノンの企業名(申請企業等)寄付金・契約金等の受取(受取有りの場合、最も多い□ 平成29年度	原稿執筆料 に関与 させると考えられる特別の の残留基準の設定についます。 日本化薬株式会割当て)額) の利害関係 のいて <u>・社</u>	朱式	→ 該	当の有無: 口 取の有無: 口 当該年度によ 口 50万	有り 有り 3ける受取 円以下	₩額	無し
	□ 講演料 □ □ その他(申請資料等の作成に密接審議の公平さに疑念を生じ特記事項	原稿執筆料 に関与 させると考えられる特別の の残留基準の設定についます。 日本化薬株式会割当て)額) の利害関係 のいて <u>・社</u>	朱式	→ 該	型の有無: 口 取の有無: 口 当該年度によ 口 50万 口 50万	有り 有り おける受取 円超~50	₩額	無し
	□ 講演料 □ 示の他(申請資料等の作成に密接審議の公平さに疑念を生じ特記事項 ②食品中のダイアジノンの企業名(申請企業等)寄付金・契約金等の受取(受取有りの場合、最も多い□ 平成29年度	原稿執筆料 に関与 させると考えられる特別の の残留基準の設定についます。 日本化薬株式会割当て)額) の利害関係 のいて <u>・社</u>	朱式	→ 該	当の有無: 口 取の有無: 口 当該年度によ 口 50万	有り 有り おける受取 円超~50	₩額	無し
	□ 講演料 □ □ その他(申請資料等の作成に密接審議の公平さに疑念を生じ特記事項 ②食品中のダイアジノンの企業名(申請企業等)寄付金・契約金等の受取(受取有りの場合、最も多い□ 平成29年度□ 平成30年度□ 令和元年度	原稿執筆料 に関与 させると考えられる特別の の残留基準の設定についます。 日本化薬株式会割当て)額) の利害関係 のいて <u>・社</u>	朱式	→ 該	型の有無: 口 取の有無: 口 当該年度によ 口 50万 口 50万	有り 有り おける受取 円超~50	₩額	無し
	□ 講演料 □ □ その他(申請資料等の作成に密接審議の公平さに疑念を生じ 特記事項	原稿執筆料 に関与 させると考えられる特別の の残留基準の設定に ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・) の利害関係 のいて ・ 社 取った年度		→ 該 → 受	取の有無: 口 当該年度にお 日 50万 日 50万 日 5007	有り 有り おける受取 円超~50	₩額	無し
	□ 講演料 □ □ その他(申請資料等の作成に密接審議の公平さに疑念を生じ特記事項 ②食品中のダイアジノンの企業名(申請企業等)寄付金・契約金等の受取(受取有りの場合、最も多い□ 平成29年度□ 平成30年度□ 令和元年度 【受取額の内訳】□ 寄附金(奨学寄付金)	原稿執筆料 に関与 こさせると考えられる特別の の残留基準の設定についる ・ 日本化薬株式会 ・ 割当て)額 ・ 寄附金・契約金等を受ける ・ 会含む)) の利害関係 のいて <u>・社</u>		→ 該 → 受	型の有無: 口 取の有無: 口 当該年度によ 口 50万 口 50万	有り 有り おける受取 円超~50	₩額	無し
	□ 講演料 □ □ その他(申請資料等の作成に密接審議の公平さに疑念を生じ特記事項 ②食品中のダイアジノンの企業名(申請企業等)寄付金・契約金等の受取(受取有りの場合、最も多い□ 平成29年度□ 平成30年度□ 令和元年度 【受取額の内訳】□ 寄附金(奨学寄付金)	原稿執筆料 に関与 させると考えられる特別の の残留基準の設定に ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・) の利害関係 のいて ・ 社 取った年度		→ 該 → 受	取の有無: 口 当該年度にお 日 50万 日 50万 日 5007	有り 有り おける受取 円超~50	₩額	無し
	□ 講演料 □ □ その他(申請資料等の作成に密接審議の公平さに疑念を生じ特記事項 ②食品中のダイアジノンの企業名(申請企業等)寄付金・契約金等の受取(受取有りの場合、最も多い□ 平成29年度□ 平成30年度□ 令和元年度 【受取額の内訳】□ 寄附金(奨学寄付金)	原稿執筆料 に関与 こさせると考えられる特別の の残留基準の設定についる ・ 日本化薬株式会 ・ 割当て)額 ・ 寄附金・契約金等を受ける ・ 会含む)) の利害関係 のいて ・ 社 取った年度	金 口 :	→ 該 → 受	取の有無: 口 当該年度にお 日 50万 日 50万 日 5007	有り 有り おける受取 円超~50	₩額	無し
	□ 講演料 □ 示の他(申請資料等の作成に密接審議の公平さに疑念を生じ特記事項 ②食品中のダイアジノンの企業名(申請企業等)寄付金・契約金合、契の場合を見ているの場合の関い。 □ 平成30年度□ 中和元年度 □ マ和元年度 □ マ和元年度 □ マ和元年度 □ 特許権・特許使用料	原稿執筆料 に関与 こさせると考えられる特別の の残留基準の設定についる ・ 日本化薬株式会 割当て)額 寄附金・契約金等を受ける ・ 会含む) 料・商標権による報酬) の利害関係 のいて さ 社 取った年度	金 口 :	→ 該 → 受	取の有無: 口 当該年度にお 日 50万 日 50万 日 5007	有り 有り おける受取 円超~50	₩額	無し
	□ 講演料 □ □ その他(申請資料等の作成に密接審議の公平さに疑念を生じ特記事項 ②食品中のダイアジノンの企業名(申請企業等) 寄付金・契約金合、契約金合を見で受取有りの場合の平成29年度 □ 平成30年度 □ 中和元年度 【受取額の内訳】 □ 特許権・特許使用料 □ 講演料 □ その他(原稿執筆料 に関与 こさせると考えられる特別の の残留基準の設定についる ・ 日本化薬株式会 割当て)額 寄附金・契約金等を受ける ・ 会含む) 科・商標権による報酬 原稿執筆料) の利害関係 のいて さ 社 取った年度	金 口 :	→ 酸 → 受 ー	取の有無: □ 当該年度によ □ 50万 □ 50万 □ 5007	有り 有り 引り ラ下 一 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	類 200万円	無しいて
	□ 講演料 □ 示の他(申請資料等の作成に密接審議の公平さに疑念を生じります。 □ 本書談の公平さに疑念を生じります。 □ 本書談の公平がリンの企業名(申請企業等) 寄付金・契約場合、最を度 平成30年度 □ 中和元年度 □ 中和元年度 □ マヤスの内訳 □ 特許権・特許 □ 持済料 □ その他(申請資料等の作成に密接	原稿執筆料 に関与 こさせると考えられる特別の の残留基準の設定についます。 ・ 日本化薬株式会割当て)額 寄附金・契約金等を受ける 会含む) 科・商標権による報酬 原稿執筆料 に関与) の利害関係 のいて 社 取った年度 口 研究契約 口 当該企業の)	金 口 :	→ 該 受 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	取の有無: □ 当該年度によ □ 50万 □ 50万 □ 5007 □ 5007	有り 有ける以 利の の の の の の の の の の の の の の	類 200万円	無
	□ 講演料 □ □ その他(申請資料等の作成に密接審議の公平さに疑念を生じ特記事項 ②食品中のダイアジノンの企業名(申請企業等) 寄付金・契約金合、契約金合を見で受取有りの場合の平成29年度 □ 平成30年度 □ 中和元年度 【受取額の内訳】 □ 特許権・特許使用料 □ 講演料 □ その他(原稿執筆料 に関与 こさせると考えられる特別の の残留基準の設定についます。 ・ 日本化薬株式会割当て)額 寄附金・契約金等を受ける 会含む) 科・商標権による報酬 原稿執筆料 に関与) の利害関係 のいて 社 取った年度 口 研究契約 口 当該企業の)	金 口 :	→ 該 受 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	取の有無: □ 当該年度によ □ 50万 □ 50万 □ 5007	有り 有ける以 利の の の の の の の の の の の の の の	類 200万円	無しいて
	□ 講演料 □ 示の他(申請資料等の作成に密接審議の公平さに疑念を生じります。 □ 本書談の公平さに疑念を生じります。 □ 本書談の公平がリンの企業名(申請企業等) 寄付金・契約場合、最を度 平成30年度 □ 中和元年度 □ 中和元年度 □ マヤスの内訳 □ 特許権・特許 □ 持済料 □ その他(申請資料等の作成に密接	原稿執筆料 に関与 こさせると考えられる特別の の残留基準の設定についます。 ・ 日本化薬株式会割当て)額 寄附金・契約金等を受ける 会含む) 科・商標権による報酬 原稿執筆料 に関与) の利害関係 のいて 社 取った年度 口 研究契約 口 当該企業の)	金 口 :	→ 該 受 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	取の有無: □ 当該年度によ □ 50万 □ 50万 □ 5007 □ 5007	有り 有ける以 利の の の の の の の の の の の の の の	類 200万円	無
	□ 講演料 □ 示の他(申請資料等の作成に密接審議の公平さに疑念を生じ特記事項 ②食品中のダイアジノンの企業名(申請企業等) 寄付金・契約金合、長度 平成30年度 □ 平成30年度 □ 令和元年度 【受取額の内訳】 □ 特許権・特許 □ 特請演料 □ その他(申請資料等の作成に密接審議の公平さに疑念を生じ	原稿執筆料 に関与 こさせると考えられる特別の の残留基準の設定についます。 ・ 日本化薬株式会割当て)額 寄附金・契約金等を受ける 会含む) 科・商標権による報酬 原稿執筆料 に関与) の利害関係 のいて 社 取った年度 口 研究契約 口 当該企業の)	金 口 :	→ 該 受 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	取の有無: □ 当該年度によ □ 50万 □ 50万 □ 5007 □ 5007	有り 有ける以 利の の の の の の の の の の の の の の	類 200万円	無
	□ 講演料 □ 示の他(申請資料等の作成に密接審議の公平さに疑念を生じ特記事項 ②食品中のダイアジノンの企業名(申請企業等) 寄付金・契約金合、長度 平成30年度 □ 平成30年度 □ 令和元年度 【受取額の内訳】 □ 特許権・特許 □ 特請演料 □ その他(申請資料等の作成に密接審議の公平さに疑念を生じ	原稿執筆料 に関与 こさせると考えられる特別の の残留基準の設定についます。 ・ 日本化薬株式会割当て)額 寄附金・契約金等を受ける 会含む) 科・商標権による報酬 原稿執筆料 に関与) の利害関係 のいて 社 取った年度 口 研究契約 口 当該企業の)	金 口 :	→ 該 受 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	取の有無: □ 当該年度によ □ 50万 □ 50万 □ 5007 □ 5007	有り 有ける以 利の の の の の の の の の の の の の の	類 200万円	無

④食品中のビフェントリンの残留基準の設定について

企業名(甲請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社		
● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額		→ 受取の有無: □ 有り 👿 無し
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度		当該年度における受取額
□ 平成29年度		〕□ 50万円以下
□ 平成30年度		口 50万円超~500万円以
		the second secon
□ 令和元年度 「ARTS to the Part of		」 口 500万円超
【受取額の内訳】		Signer 2 Thu
□ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金		コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬		NUMBER OF STREET
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式		the second of th
□ その他()		
		======================================
●申請資料等の作成に密接に関与		→ 該当の有無: □ 有り 無し
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係		→ 該当の有無: □ 有り 🗹 無し
「特記事項		
		7
⑤食品中のブプロフェジンの残留基準の設定について		
◎ 政品 「1000 プログエググの次田 至平の放定 に 20 ° C		
<u>企業名(申請企業等): 日本農薬株式会社</u>		
● 寄付金·契約金等の受取(割当て)額		→ 受取の有無: □ 有り 💆 無し
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度		当該年度における受取額
□ 平成29年度		1 口 50万円以下
□ 平成30年度		┣ □ 50万円超~500万円以7
【受取額の内訳】		
□ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金		コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬		
The state of the s		
□ その他()		
● 申請資料等の作成に密接に関与		→ 該当の有無: □ 有り
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係		→ 該当の有無: □ 有り ☑ 無し
「特記事項		
(A) 中 (A)		
⑥食品中のフロニカミドの残留基準の設定について		
企業名(申請企業等): 石原産業株式会社		
		→ 受取の有無: □ 有り 無し
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度		当該年度における受取額
□ 平成29年度		口 50万円以下
□ 平成30年度		▶ □ 50万円超~500万円以7
□ 令和元年度		□ 500万円超
【受取額の内訳】		3 2 33737372
mai autoritati e a carron		3、44 II 与 1 W
	<u> </u>	
□ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金		コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬		12 9 ルスストペー 1日 会社
The same of the sa		ファルアンドをでは
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬		ファルアンドイド、日本イ
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他()	□ =	
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他() ■ 申請資料等の作成に密接に関与		→ 該当の有無: □ 有り 【 無し
 特許権・特許使用料・商標権による報酬 講演料 同稿執筆料 当該企業の株式 その他(申請資料等の作成に密接に関与 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 		
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他() ■ 申請資料等の作成に密接に関与		→ 該当の有無: □ 有り 【 無し
 特許権・特許使用料・商標権による報酬 講演料 同稿執筆料 当該企業の株式 その他(申請資料等の作成に密接に関与 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 		→ 該当の有無: □ 有り 【 無し
 特許権・特許使用料・商標権による報酬 講演料 原稿執筆料 当該企業の株式 その他(申請資料等の作成に密接に関与 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 		→ 該当の有無: □ 有り 【 無し

	企業	名(申請企業等)): <u>ダウ・アグロサイ</u>	エンス日本	朱式会社	-				. /	
	寄付:	金・契約金等の受取	(割当て)額			 \rightarrow	受取の有無		有り		無し
	受取	有りの場合、最も多し	*寄附金・契約金等を受	ナ取った年度			当該年	度にお	ける受耳	又額	
		平成29年度						50万F	円以下		
		平成30年度					:	50万F	円超~5	00万円	引以下
		令和元年度] 🗆 5	500万	円超		
	【受	取額の内訳】				 					
		寄附金(奨学寄付	金含む)	□研	究契約金	コンサ	ルタント料・指	導料			
		特許権·特許使用	料・商標権による報酬					前有			
		講演料 □	原稿執筆料	口 当該	企業の株式						
		その他()							
	申請	資料等の作成に密接	知り			\rightarrow	該当の有無		有り	D	無し
	審議	の公平さに疑念を生	じさせると考えられる特別]の利害関係		\rightarrow	該当の有無		有り	V	無し
Γ	特記	事項									
L										J	

(宛 先)

厚生労働省 医薬・生活衛生局 食品基準審查課 残留農薬等基準審查室 宛

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

電話

03(5253)1111 (内線4289) 03(3595)2423 (18時以降)

FAX

03-3595-2432 (残留農薬等基準審査室FAX)

寄付金・契約金等受取(割当て)額等回答表

以下の申請に係る企業からの寄付金・契約金等の受取(割当て)額等について、別紙のとおり回 答する。

- ①食品中のジフェノコナゾールの残留基準の設定について
- ②食品中のセトキシジムの残留基準の設定について
- ③食品中のダイアジノンの残留基準の設定について
- ④食品中のビフェントリンの残留基準の設定について
- ⑤食品中のブプロフェジンの残留基準の設定について
- ⑥食品中のフロニカミドの残留基準の設定について
- ⑦食品中のフロルピラウキシフェンベンジルの残留基準の設定について

照職大阪市主大学大学院医学研究中外抢勘搜

企業名(申請企業等): シンジェンタジャパン株式会社	/
● 寄付金·契約金等の受取(割当て)額	→ 受取の有無: □ 有り
	~ N - 1 — 1
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	当該年度における受取額
□ 平成29年度	口 50万円以下
□ 平成30年度	□ 50万円超~500万円以下
□ 令和元年度	」 □ 500万円超
【受取額の内訳】	
□ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金	□ コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬	
□ その他()	
● 申請資料等の作成に密接に関与	→ 該当の有無: □ 有り 💆 / 無し
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無: □ 有り 🌹 無し
「特記事項	٦
	_
②食品中のセトキシジムの残留基準の設定について	
O MARIA TO THE POPULATION OF T	
	/
企業名(申請企業等): 日本曹達株式会社	
● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額	→ 受取の有無: □ 有り 🗹 無し
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	_ 当該年度における受取額
□ 平成29年度] 口 50万円以下
□ 平成30年度	□ 50万円超~500万円以下
	□ 500万円超
□ 令和元年度) 0007/11/E
【受取額の内訳】	
□ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金	□ コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬	
□ 特許権·特許使用料·商標権による報酬 □ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式	
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式	
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他()	→ 該当の有無: □ 有り N 無1.
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他() ● 申請資料等の作成に密接に関与	→ 該当の有無: □ 有り ① 無し → 該当の有無: □ 有り ② 無し
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他() ● 申請資料等の作成に密接に関与 ● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無: □ 有り 🛈 無し → 該当の有無: □ 有り 🗘
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他() ● 申請資料等の作成に密接に関与	
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他() ● 申請資料等の作成に密接に関与 ● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他() ● 申請資料等の作成に密接に関与 ● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他()● 申請資料等の作成に密接に関与● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	/
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他()● 申請資料等の作成に密接に関与● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他() 申請資料等の作成に密接に関与 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 特記事項	
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他()● 申請資料等の作成に密接に関与● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他() 申請資料等の作成に密接に関与 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 特記事項	
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他() ● 申請資料等の作成に密接に関与 ● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 「特記事項 ③食品中のダイアジノンの残留基準の設定について	
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他() ● 申請資料等の作成に密接に関与 ● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 「特記事項 ③食品中のダイアジノンの残留基準の設定について 企業名(申請企業等): 日本化薬株式会社	→ 該当の有無: □ 有り □ 無し
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他() 申請資料等の作成に密接に関与 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 特記事項 ③食品中のダイアジノンの残留基準の設定について 企業名(申請企業等): 日本化薬株式会社 ・ 寄付金・契約金等の受取(割当て)額	→ 該当の有無: □ 有り Q 無し → 受取の有無: □ 有り D 無し
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他() 申請資料等の作成に密接に関与 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 特記事項 ③食品中のダイアジノンの残留基準の設定について 企業名(申請企業等): 日本化薬株式会社 ・ 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	→ 該当の有無: □ 有り 無し 無し
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他() 申請資料等の作成に密接に関与 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 特記事項 ③食品中のダイアジノンの残留基準の設定について 企業名(申請企業等): 日本化薬株式会社 ・ 寄付金・契約金等の受取(割当て)額	→ 該当の有無: □ 有り
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他() 申請資料等の作成に密接に関与 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 特記事項 ③食品中のダイアジノンの残留基準の設定について 企業名(申請企業等): 日本化薬株式会社 ・ 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	→ 該当の有無: □ 有り
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他() 申請資料等の作成に密接に関与 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 特記事項 ③食品中のダイアジノンの残留基準の設定について <u>企業名(申請企業等): 日本化薬株式会社</u> 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成29年度	→ 該当の有無: □ 有り
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他() 申請資料等の作成に密接に関与 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 特記事項 ③食品中のダイアジノンの残留基準の設定について 企業名(申請企業等): 日本化薬株式会社 ③ 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成29年度 □ 平成30年度 □ 中成30年度 □ 令和元年度	→ 該当の有無: □ 有り
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他() 申請資料等の作成に密接に関与 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 特記事項 ③食品中のダイアジノンの残留基準の設定について 企業名(申請企業等): 日本化薬株式会社 ● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成29年度 □ 平成30年度 □ 中成30年度 □ 令和元年度 【受取額の内訳】	→ 該当の有無: □ 有り
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他() 申請資料等の作成に密接に関与 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 特記事項 ③食品中のダイアジノンの残留基準の設定について 企業名(申請企業等): 日本化薬株式会社 ● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成29年度 □ 平成29年度 □ 平成30年度 □ 中成30年度 □ 令和元年度 【受取額の内訳】 □ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金	→ 該当の有無: □ 有り
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他() 申請資料等の作成に密接に関与 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 特記事項 ③食品中のダイアジノンの残留基準の設定について 企業名(申請企業等): 日本化薬株式会社 ● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成29年度 □ 平成29年度 □ 平成30年度 □ 中成30年度 □ 令和元年度 【受取額の内訳】 □ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 特許権・特許使用料・商標権による報酬	→ 該当の有無: □ 有り
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他() 申請資料等の作成に密接に関与 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 特記事項 ③食品中のダイアジノンの残留基準の設定について 企業名(申請企業等): 日本化薬株式会社 ● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成29年度 □ 平成29年度 □ 平成30年度 □ 中成30年度 □ 令和元年度 【受取額の内訳】 □ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金 □ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式	→ 該当の有無: □ 有り
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他() 申請資料等の作成に密接に関与 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 特記事項 ③食品中のダイアジノンの残留基準の設定について 企業名(申請企業等): 日本化薬株式会社 ● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成29年度 □ 平成29年度 □ 平成30年度 □ 中成30年度 □ 令和元年度 【受取額の内訳】 □ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金 □ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他()	→ 該当の有無: □ 有り 無し 当該年度における受取額 □ 50万円以下 □ 50万円超~500万円超 □ コンサルタント料・指導料
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他() 申請資料等の作成に密接に関与 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 特記事項 ③食品中のダイアジノンの残留基準の設定について 企業名(申請企業等): 日本化薬株式会社 ● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成29年度 □ 平成29年度 □ 平成30年度 □ 中成30年度 □ 令和元年度 【受取額の内訳】 □ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金 □ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式	→ 該当の有無: □ 有り
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他() 申請資料等の作成に密接に関与 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 特記事項 ③食品中のダイアジノンの残留基準の設定について 企業名(申請企業等): 日本化薬株式会社 ● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成29年度 □ 平成29年度 □ 平成30年度 □ 中成30年度 □ 令和元年度 【受取額の内訳】 □ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金 □ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他()	→ 該当の有無: □ 有り 無し 当該年度における受取額 □ 50万円以下 □ 50万円超~500万円超 □ コンサルタント料・指導料
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他() 申請資料等の作成に密接に関与 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 特記事項 ③食品中のダイアジノンの残留基準の設定について 企業名(申請企業等): 日本化薬株式会社 ● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成29年度 □ 平成30年度 □ 中成30年度 □ 令和元年度 【受取額の内訳】 □ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金 □ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他() 申請資料等の作成に密接に関与 ■審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無: □ 有り 無し 当該年度における受取額 □ 50万円以下 □ 50万円超~500万円以下 □ 500万円超 □ コンサルタント料・指導料 → 該当の有無: □ 有り 無し
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他() 申請資料等の作成に密接に関与 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 特記事項 ③食品中のダイアジノンの残留基準の設定について 企業名(申請企業等): 日本化薬株式会社 ● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成29年度 □ 平成30年度 □ 中成30年度 □ 令和元年度 【受取額の内訳】 □ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金 □ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他() ● 申請資料等の作成に密接に関与	→ 該当の有無: □ 有り 無し 当該年度における受取額 □ 50万円以下 □ 50万円超~500万円以下 □ 500万円超 □ コンサルタント料・指導料 → 該当の有無: □ 有り 無し
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他() 申請資料等の作成に密接に関与 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 特記事項 ③食品中のダイアジノンの残留基準の設定について 企業名(申請企業等): 日本化薬株式会社 ● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 □ 平成29年度 □ 平成30年度 □ 中成30年度 □ 令和元年度 【受取額の内訳】 □ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金 □ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 □ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式 □ その他() 申請資料等の作成に密接に関与 ■審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無: □ 有り 無し 当該年度における受取額 □ 50万円以下 □ 50万円超~500万円以下 □ 500万円超 □ コンサルタント料・指導料 → 該当の有無: □ 有り 無し

④食品中のピフェントリンの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社	
● 寄付金·契約金等の受取(割当て)額	→ 受取の有無: □ 有り 位 無し
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	当該年度における受取額
□ 平成29年度] □ 50万円以下
	口 50万円超~500万円以下
□ 平成30年度	
【受取額の内訳】	
□ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金	□ コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬	and the second as to the to second as second
The state of the s	
□ その他()	
● 申請資料等の作成に密接に関与	→ 該当の有無: □ 有り М /無し
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無: □ 有り 🖫 無し
「特記事項	• 7
17 to 7 - X	
	J
⑤食品中のブプロフェジンの残留基準の設定について	
企業名(申請企業等):	
● 寄付金·契約金等の受取(割当て)額	
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	当該年度における受取額
□ 平成29年度	□ 50万円以下
□ 平成30年度	□ 50万円超~500万円以下
	」 500万円超
	」
【受取額の内訳】	
□ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金	□ コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬	SALES TOO SEE SALES SALE
	/
□ その他()	-1/
● 申請資料等の作成に密接に関与	→ 該当の有無: □ 有り 💆 /無し
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無: □ 有り 🔼 無し
「特記事項	٦
1760 尹 久	
	_
0.4 = 1	
⑥食品中のフロニカミドの残留基準の設定について	
△类々(中等△类等)· 厂匠产类性→△头	/
企業名(申請企業等): 石原産業株式会社	Whother D. tu
● 寄付金·契約金等の受取(割当て)額	→ 受取の有無: □ 有り 🗹 無し
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	_ 当該年度における受取額
□ 平成29年度	】 □ 50万円以下
□ 平成20年度	口 50万円超~500万円以下
	I come processed or the second of the second or the second
_ □ 令和元年度	<u></u> 口 500万円超
【受取額の内訳】	
□ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金	□ コンサルタント料・指導料
	— ··· / ·· / · · · · · · · · · · · · · ·
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬	
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式	
□ その他()	
● 申請資料等の作成に密接に関与	→ 該当の有無: □ 有り 2 /無し
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無: □ 有り □ 無し
	が 成日の日無・日 行り 四 無し
「特記事項	
	7

	企業	名(申請企	主業等):	ダウ・アグロサ	イエンス日本株式会社				_ /
•		金·契約金等		当て)額		\rightarrow	受取の有無: □	有り	_ 🕽 無し
	受取	有りの場合、	最も多い寄	附金・契約金等を受	とけ取った年度		」当該年度に	おける受	取額
		平成29年	度				□ 50万	円以下	
		平成30年	度				□ 50万	円超~	·500万円以下
		令和元年	变] 🗆 500	万円超	
	【受	取額の内訳]						
		寄附金(奨			□ 研究契約金	コンサ	・ルタント料・指導料	-	
		特許権·特	許使用料·	商標権による報酬					
		講演料		原稿執筆料	□ 当該企業の株式				
		その他()	 			1/
	,	資料等の作品				\rightarrow	M - W - M		M/無し
			を念を生じさ	せると考えられる特別	別の利害関係	\rightarrow	該当の有無: 口	有り	∀ _ 無し
ſ	特記	事項							7.7

(宛 先)

厚生労働省 医薬·生活衛生局 食品基準審査課 残留農薬等基準審査室 宛

〒100−8916

東京都干代田区霞が関1-2-2

電話

03(5253)1111 (内線4289) 03(3595)2423 (18時以降)

FAX

03-3595-2432 (残留農業等基準審査室FAX)

寄付金・契約金等受取(割当て)額等回答表

令和元年8月30日

令和元年9月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会 以下の申請に係る企業からの寄付金・契約金等の受取(割当で)額等について、別紙のとおり回答する。

- ①食品中のジフェノコナソールの残留基準の設定について
- ②食品中のセトキシジムの残留基準の設定について
- ③食品中のダイアジノンの残留基準の設定について
- ④食品中のビフェントリンの残留基準の設定について
- ⑤食品中のブプロフェジンの残留基準の設定について
- ⑥食品中のフロニカミドの残留基準の設定について
- ⑦食品中のフロルピラウキシフェンベンジルの残留基準の設定について

照職 東京農工大学 省教授 E 名 5在 尺本 一日日

企業名(甲請企業等): シンジェンタジャパン株式会社				
・ 寄付金・契約金等の受取(引当て)額		→ 受取の有無: □ オ	月り (日)	無し
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度		当該年度におけ	ける受取額	
□ 平成29年度		〕 □ 50万円	以下	
□ 平成30年度			超~500万円	जाभ क
_ 口 令和元年度		500万月		100 1.
			7尺里	
【受取額の内訳】	_			
		コンサルタント料・指導料		
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬		[
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式				
□ その他(Į.		
● 申請資料等の作成に密接に関与			ijy 💅	dw I
				無し
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利密関係		一 該当の有無: □ 3	与り 📿	無し
厂特記事項]	
			ł	
<u>.</u>			_	
②食品中のセトキシジムの残留基準の設定について				
(少女曲・1つ)と、1つ)な品を中の飲入にこって				
企業名(申請企業等): 日本曹達株式会社				
○ 寄付金・契約金等の受取(割当て)額		一 受取の有無: 口 ネ	事り 区	無し
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度		当該年度におけ	•	,
□ 平成29年度		□ 50万円		
□ 平成30年度		┣ 🛛 50万円	超~500万円	以下
□ 令和元年度		】 □ 500万F	円超	
【受取額の内訳】		1		
	n -	ンサルタント料・指導料	•	
	□ •	ラッルメント村・福安村		
□ 特許を特許使用料·商標権による報酬				
□ 済演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式		Į.		
│ □ その他()		1	_	
申請資料等の作成に密接に関与		→ 該当の有無: □ 4	ay 🗹	無し
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係				無し
·		BX ⊃ ∧ , H . W . □ . I	ე ი დ ო ე	##C
特記事項				
4				
*				
•			_	
③食品中のダイアジノンの残留基準の設定について				
ENGRET TO STATE OF STANDING TO STANDING TO A				
企業名(申請企業等): 日本化薬株式会社				
		→ 受取の有無: □ 有	<u>i</u> 9 12	無し
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度		当該年度におけ		
		7		
口 平成29年度		口 50万円		
□ 平成30年度		- □ 50万円		以下
□ 令和元年度		」 口 500万円	9超	
【受取額の内訳】				
I are the second of the second		ンサルタント料・指導料		
		マンパンノンロででは		
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬				
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式				
□ その他()			•	
申請資料等の作成に密接に関与		一 該当の有無: □ 4	الم	無し
▼・前気へ、マンドへのと出及には、ラ● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係		→ 該当の有無: □ 存		無し
		· AX当りでまり口 个	37 6	m U
「特記 平 項			ì	
1				

④食品中のビフェントリンの残留基準の設定について

企業名(申請企業等):	<u>エフエムシー・/</u>	アミカルズ株式会社							
● 寄付金·契約金等の受取(表)				<u> </u>	受取の有象	#: □	有り		無し
受取有りの場合、最も多い為	i附金·契約金等を受け	†取った年度					さける受		U
□ 平成29年度							門以下		
口 平成30年度							円超~		교()) To
						5000		1,5000	יו אוני
【受取額の内訳】						3007	7		
□ 寄附金(奨学寄付金)	全t:)	口 研究契約金		`.++ ii	タント料・	स्टब्स् इंटरहरू	1		
□ 特許権·特許使用料·				J 1))	ノソンド科・	归给科			
	原稿執筆料	□ #\$\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\							
□ その他(冻桶换 率符	□ 当該企業の株式					f		
	0B -						J		
● 申請資料等の作成に密接に					亥当の有類				無し
● 審議の公平さに疑念を生じさ	せると考えられる特別	の利害関係		→ 1	医当の有類	#: 🗀	有り		無し
「特記事項								_	1
								j	
L									
								_	
(1)	a 75 m ++ >+ a 20								
⑤食品中のブプロフェジンの	の残留基準の設定	こついて							
企業名(申請企業等):	<u>日本農薬株式</u>	会社							
● 寄付金・契約金等の受取(割				<u></u> → ₹	是取の有無	#: [7]	海口		無し
受取有りの場合、最も多い寄		·取−5.7-分 団		_			ける受		THE C
□ 平成29年度	M W XW TO XV	以フに午及			٦.			4大規	
						50万			
口 平成30年度							円超~5	500万F	9以下
□ 令和元年度						5007	円超		
【受取額の内訳】									
□ 寄附金(奨学寄付金部		口 研究契約金		ンサル	タント料・扌	乌琼料			
□ 特許権·特許使用料·	商標権による報酬						ł		
│ □ 講演料 □	原稿執筆料	□ 当該企業の株式							
□ その他()							
● 申請資料等の作成に密接に				<u> </u>	女当の有無	£: 🗆	i 右ii	4	無し
● 審議の公平さに疑念を生じさ		力利忠勝係			ダゴシ 万条				無し
「特記事項	C AC S CON SOLANIA	沙村喜风旅		· a	メニッパラが	π . ∪	HO	٠,	##C
140C#-34									
L .								١	
⑥食品中のフロニカミドの努	図其准の乳マにつ	ハンブ							
●展開中のプロニカミーの									
						•			
<u>企業名(申請企業等):</u>	<u>石原産業株式会</u>	<u> </u>							
● 寄付金·契約金等の受取(割				- 5	を取の有無	₹: □	有り		無し
受取有9の場合、最も多い寄	附金・契約金等を受け	取った年度			= L L		ける受Ⅰ		
□ 平成29年度						50万F			
□ 平成30年度							7超~5	00 E	אר נט ה
□ 令和元年度						5007		.00//	120 1,
【受取額の内訳】					<u> </u>	3007	田地田		
	*·r.\	□ III m 17.45 ∧	C -		ه ا⊷اند در حاس	er, graper al co			
口 寄附金(奖学寄付金台		口 研究契約金	U 7	ノサル	タント料・打	194			
□ 特許権·特許使用料·									
□ 講演料 □	原稿物筆料	□ 当該企業の株式							
□ その他()						_	
● 申請資料等の作成に密接に	친 구			— <u> </u>	8当の有無	: : 🗆	有り	Z	無し
● 審議の公平さに疑念を生じさ	せると考えられる特別の	D利否関係		B	と当の有無	ŧ: □	有り		無し
"特記 客項				_		_	•	٦ ٦	
1								- 1	
	•							- 1	
		•						1	

	<u>企業</u>	名(申請	<u>企業等):</u>	<u>ダウ・アグロサ</u>	イエンス日	本株式会社							
•	寄付金・契約金等の受取(割当て)額							→	受取の	無:凹	有り	- 5 /	無し
	受取,	有りの場合	、最も多い	お附金·契約金等を受	け取った年	度				8年度に			,
	□ 平成29年度								ר ר		円以下		
		平成304	平度						_ 			500万F	אינט ד
	Ü	令和元年	度								万円超	000,5,	1001
	[受	収額の内部	₹)								֓֞֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓		
		寄附金(奨学寄付金	∳含む)		研究契約金		コンサ	ルタント料	・指導物	.		
		特許権·特	诗許使用 料	A·商標権による報酬			-	•		160 - 43-11-1			
		溝浜料		原稿執筆料		当該企業の株式							
		その他()						1		
•	申請	そ科等の作	成に密接に	関与				~~)	該当の権	乗: □	可担り	8	無し
•	審議(の公平さに	疑念を生じ	させると考えられる特別	川の利害関係	¥		_	該当の存		有り		無し
ſ	特記									, —	.,,		, .
1												1	
L													